

報告第4号

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

前橋市長 山 本 龍

別紙

専 決 処 分 書

前橋市国民健康保険税条例の改正について

前橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第12条の2中「第12条の4」を「第12条の4第1項」に改める。

第12条の4第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に、「当該書類」を「これら」に改める。

附則第4項中「第12条第1項」を「第12条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第15項まで、第18項及び第19項中「第12条第1項の」を「第12条の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

前橋市長 山 本 龍